

令和8年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月12日(採決)

令和8年 第1回 定例会 会議録

日時 令和8年3月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	堀雅仁
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	松尾篤史	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について〕」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について〕」、本議案は、衆議院議員総選挙実施のため令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,598万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ162億6,328万1,000円とするものであります。

歳出における事業では、総務費、衆議院議員総選挙費に1,598万8,000円を増額し、歳入では、地方交付税20万円、県支出金1,578万8,000円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案どおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 号は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 5 号「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 5 号「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、本議案は乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることにより、本町においても令和 8 年度から特定乳児等通園支援事業を実施することに伴い、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定することについて議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされ、今般交付された基準府令は新たに確認事業として位置づけられた特定乳児等通園支援事業について、市町村が従い、または参酌する運営に関する基準を定めるものとのことであります。

執行部の説明では、篠栗町乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、主に通則及び事業の形態、一般型及び余裕型とした認可基準を定めるもの

に対し、今回定める篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、主に事業を運営することについての管理基準として、利用定員に関する基準及び運営に関する基準が定められているとのことであります。

この条例については、令和8年4月1日から施行されます。

当委員会の中で、質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結しただいまから採決を行います。

採決を押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための、デジタル社会形成

基本法等の一部を改正する法律が令和8年5月21日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、行政手続法により定められた公示送達の方法を追加するもので、特定の場所、掲示板等において書面で掲示されているものについて、インターネットによる閲覧等を可能にし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図るものとのことです。

この条例については、令和8年5月21日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、地域公共交通に関する事項、及び地域公共交通における運賃に関する事項を、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保、その他旅客の利便増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、篠栗町地域公共交通会議及び篠栗町運賃協議会を設置することです。

それぞれの会議を設置するに至るまでの経緯として説明があり、篠栗町内の現状の公共交通における他町へのリンクはJR及び西鉄バス・タクシーであり、町内の交通体系はオアシスバスとタクシーであるが、近年の運転手不足等によるバスやタクシーの減少、オアシスバスでの運行時間等の制限、高齢化等に伴う住民のニーズの変化に伴い、新たな地域公共交通が必要であると考え、会議と協議会を設置し、次世代へつながる地域公共交通の確立を目指すとのことでした。

この地域公共交通の構築におきまして、法や規則にて地域公共交通会議、運賃協議会、地域公共交通活性化協議会の設置や、地域公共交通計画の作成が必要となるとのことでした。

地域公共交通活性化協議会は設置要綱のつくり方で、地域公共交通会議に含めることができるとのこと、陸運局の指導を受け、要綱を作成しているとのことでした。

なお、地域公共交通会議の構成員は、一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員、一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員、住民代表、九州運輸局福岡運輸局長またはその指名する者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の構成員、町内の道路管理者またはその指名する者、粕屋警察署長またはその指名する者、学識経験者、その他町長が必要と認める者など、14名以内で構成する、とのことであり、運賃協議会については、一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員、一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員、九州運輸局福岡運輸局長またはその指名する者、関係住民または利用者の代表など、5名で構成するとのことでした。

今後のスケジュールといたしまして、令和8年度に委員会設立及び状況等調査の実

施、令和9年度秋に地域公共交通計画作成、計画に沿ってそのあとの動きが決まるとのことです。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び

篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議の委員等の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、会議に出席の委員について、専門的な知識・経験等に基づく助言、審査等を行うものであり、特別非常勤職員として規定することが、適当であることから、別表区分に地域公共交通会議及び運賃協議会を追加し、報酬額として、学識経験者は2万円、委員については2,500円とするとのことです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第9号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により実施された定年引上げの運用にあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、定年引上げ実施の趣旨である、少子高齢化が進行する社会情勢の中での複雑高度化する行政課題への的確な対応への観点から、能力と意欲のある高齢期職員のさらなる活用を推進していくため、55歳を超える職員に適用する昇給条件について見直しを行うものとのことです。

改正条例は令和8年4月から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決を押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、一つ目、医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし保険者が設定することになっているので、令和8年1月26日に国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問・答申に基づき、町の税率等を設定したとのことであります。

令和8年度は、所得割0.27%、均等割1,000円、18歳以上均等割60円、平等割1,000円となるとのことであります。

二つ目、軽減措置については、現行三つの賦課方式・医療分・後期高齢者支援分・介護支援分と同様に、低所得者に対する応益分・均等割・平等割の軽減措置、支援金額に一定の限度（賦課上限）を設定することになるとのことであります。

三つ目、18歳未満の子供がいる世帯の軽減、18歳以上被保険者の出産被保険者の産前産後期間に係る軽減、18歳未満被保険者の均等割額の軽減については、子供がいる世帯の負担が増えないよう支援金の均等割額の10割軽減を設定することになるとのことであります。

この条例については、令和8年4月1日から施行されます。

なお、適用区分として改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとのことであります。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにて行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(吉本 文枝) 報告いたします。

議案第11号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、本議案は、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、内閣府省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い頻繁に改正されている状況を鑑み、本条例の改正について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は基準府令に定めがない暴力団員等の排除などを規定し、そのほかの基準については、第4条に前条に規定するもののほか家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は基準府令の定めるところによると定め、町における基準を常に最新の省令の内容に適合させ、適正な施設運営を確保するために本条例の構成を本基準に準

用する形式へと全面的に改めるもの、とのことであります。

本条例は令和8年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

「暴力団家族が経営してもよいのか」との質問があり、「暴力団員の排除の規定により関係者の経営も不可能」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました但討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「篠栗町放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は児童福祉法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員に義務づけられた有すべき資格として、地域限定保育士を追加するものであります。

執行部の説明では、児童福祉法の改正により、地域限定保育士が一般制度化されたこと、また、福岡県が当該制度を内閣総理大臣に申請し、認定を受けたことに伴い、試験に合格後、各都道府県知事や政令市長に登録手続を行い、国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付を受けることで業務に就くことができるとのことであります。

なお、資格を取得し登録から3年間は合格した地域内でのみ保育士として働けるとのことであります。この勤務地の制限は、最初の3年間だけで、4年目以降は一般的な保育士と同じように全国どこでも働けるようになるとの説明でありました。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 13 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 13 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、本議案は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府省令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い頻繁に改正されている状況に鑑み、本条例の構成について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正し、題名を改めることについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、今回の改正については、基準府令に定めがない暴力団等の排除などを規定し、その他の基準については、第 4 条に前条に規定するもののほか、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は基準府令の定めるところによると定め、町における基準を常に最新の省令の内容に適合させ、適正な施設運営を確保するために本条例の構成を本基準に準用する形式へと全面的に改めるとの説明でありました。

この条例については、令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「工事変更契約の締結について〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第14号「工事請負契約の締結について〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕」、本議案は、篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事について、当初の契約金額から987万4,700円を減額し、総額8,136万5,900円とする不二グラウト工業株式会社と変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な、変更工事の概要については必要となる交通誘導員の人数が減少したことに伴う人件費相当分を減額するとのことです。

執行部の説明では、当初は事業用地内において、他業者との輻輳が想定されていたため、道路面からの施工や敷地内作業における安全確保を目的として、交通誘導員の配置を計画しておりました。しかしながら、ほとんどの期間において、単独で敷地内作業実施が可能となり、作業の安全性が確保される見通しとなったため、交通誘導員の配置人数が大きく減少したとのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明します。

「交通誘導員の単価及び人数は」との質問があり、「1人当たり1万5,496円で人数は当初520人の試算であったが、結果40名となり約700万円の減額になった」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成8、反対3でございます。

賛成多数と認め、よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第15号「町道の路線変更について」、本議案は、既存道路の終点並びに、延長及び幅員が変更となったため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、路線を変更するための議会の議決を求められたものです。

変更路線名は、篠栗地区52号線です。

変更の概要は、中央4丁目の既存道路の隣接地において、宅地開発により、新設道路が設置され既存道路と接続されたため、現地確認を行った結果、道路区域の変更を行う必要が生じたため、終点部並びに延長及び幅員に変更を行うものとのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明いたします。

「拡幅になったが車両の通行は可能か」との質問があり、「平均の幅員が3.6メートルなので車両が交通できないか所が存在する」との回答で、次に、「町道認定の基準において、行き止まりはロータリーの設置要件などがあつたと記憶しているが該当案件について要件を満たしているのか」との質問があり、「もともと町道認定している部分は人しか通れない行き止まりの道路で、今回道路延長することで通り抜けが可能となるため、行き止まり道路には該当せず、新たに変更をかける形となっている」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第16号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,229万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ161億7,099万1,000円とするものであります。

予算の内容といたしまして、主な歳出で増額については、自立支援サービス給付6,700万円、総合保健福祉センター運営費4,285万6,000円、ため池耐震診断業務委託1,400万円などと増額し、減額については、北地区産業団地法面事業費3,923万6,000円、児童手当2,000万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金5,065万3,000円などを減額するものであります。

続いて、主な歳入で、増額については、町税1億6,603万1,000円、地方消費税交付金1億1,000万円、地方交付税2億6,002万3,000円などを増額し、減額については、国庫支出金2億9,449万5,000円、繰入金4億円などを減額するものであります。

あわせて、入札執行残及び経費節減等の執行残による減額補正です。

繰越明許費の補正として、消防車両購入事業ほか9件で、総額3億815万6,000円を追加するもの。

地方債の補正として、一般補助施設整備等事業1,470万円、公共事業等1,050万円を追加し、地方債の限度額の変更として、防災対策事業1億2,900万円、社会福祉施設整備事業740万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業2,820万円、緊急防災・減災事業10億4,200万円、学校教育施設等整備事業5億350万円にそれぞれ変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 17 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 17 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 2,464 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 1,306 万 9,000 円とするものです。

予算の内容は、人件費 35 万 8,000 円の増額及び医療費等療養費諸費 2,500 万円の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 号、議案第 18 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 18 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 67 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,220 万 7,000 円とするものです。

予算の主な内容は保険料負担の確定に伴う補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略い

たします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまのただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 19 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 19 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」、本議案は、予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額について、1 億 5,400 万円を減額し総額を 2 億 7,250 万円とし、年割額については、

令和 8 年度、1 億 7,050 万円、令和 9 年度、1 億 6,000 万円、

令和10年度、13億2,000万円、令和11年度、2億2,600万円とするものであります。

執行部の説明では、第1浄水場更新事業において整備を予定していた山王取水井について調査の結果、当初想定していた揚水量が得られないことが判明したため、この部分については整備対象から外して再公告を行ったためとのことであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「令和8年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第20号「令和8年度篠栗町一般会計予算について」、本議案は、令和7年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ135億9,793万6,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し9億3,387万5,000円の減額となっております。

主な減額要因は、ギガスクール端末購入費、小学校屋内運動場長寿命化改修工事、キッズドリーム幼稚園増改築補助金、記念体育館空調工事、彩り台恒久法面工対策工事、消防自動車購入費などが皆減となったため、及び経常経費の縮減に努めるとのことであります。

また、主な増額は、人件費、自立支援サービス給付、児童運営費委託料、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金、防災行政無線更新、学校給食費補助、元利償還金、繰出金、そして社会情勢の物価高によるものであります。

債務負担行為について、須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証、令和8年度、総額5億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計。

教育施設照明LED化リース（篠栗小学校、萩尾分校、勢門小学校、北勢門小学校において）令和8年度から令和18年度に1億7,570万6,000円計上されています。

地方債について、地方債の限度額は、緊急防災・減災事業、学校教育施設等整備事業のほか、合計8件の事業債で総額2億1,900万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論から。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

令和8年度篠栗町一般会計予算に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。

本予算内には、コミュニティ助成事業補助金1,270万円計上しております。そのうち、___区集会施設を建設するための補助金700万円が計上されています。執行部からは、区の要請を受け町が補助金を本予算で計上したとのことですが、まず新たに___区の集会施設に関しましては___総会で可決されたものではありませんので、区の決定事項ではなく、区の総意でもございません。あくまでも、___区長が個人で町に補助金申請を行ったものになります。

そして、新たに建設予定地には既に御堂が建築されておりますが、そこを管理する方全員の同意を得ておりません。町長及び担当課は、申請されたものに対して判断するので町が確認することではないと説明しておりましたが、補助金を出す側の町が申請されたものが適正か、問題ないかを確認せず、区長から出された申請を_____、町の補助を決定することは行政としてあるまじき行為だと私は思います。

補助金を出すプロセスを無視して、予算計上されているので、この項目を取下げ、問題を全てクリアした後に予算化すべきだとして本予算に反対いたします。

○議長（古屋 宏治） はい、次に賛成討論はありますか。

反対討論はありますか。

賛成討論ありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決を押しボタンにより行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成8、反対3でございます。

賛成多数と認め、よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第21号「令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」、本議案は、令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億6,168万6,000円とするもので、前年度当初予算額に対し7,617万3,000円の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費18億8,012万円、国民健康保険事業費納付金6億8,775万1,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億7,613万2,000円、保険給付費等交付金の県補助金19億2,040万1,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の上、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 22 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 22 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」、本議案は、令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,819 万 2,000 円とするもので、前年度当初予算額に対し 6,294 万 1,000 円の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 497 万 5,000 円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 4 億 6,128 万 6,000 円、一般会計繰入金 1 億 6,686 万 7,000 円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 23 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 23 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算について」、本議案は、令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算を、第 2 条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第 3 条において、収益的収入の予定額 6 億 5,602 万 6,000 円に対し、支出の予定額は 6 億 3,949 万 2,000 円となり、1,653 万 4,000 円の黒字予算とするものであります。

次に、第 4 条において、資本的収入の予定額 3 億 6,200 万円に対し、支出の予定額を 4 億 5,583 万 2,000 円とし、資本的支出額に対し不足する 9,383 万 2,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 6,044 万 5,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,338 万 7,000 円で補填されています。

次に、第 5 条において、企業債について、企業債の限度額は配水管及び施設等建設改良工事費 3 億 6,200 万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治)

変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長(吉本 文枝) 報告いたします。

議案第24号「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」、本議案は、令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億9,150万円に対し、支出の予定額は8億8,053万7,000円となり、1,096万3,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予算額3億7,071万1,000円に対し、支出の予定額を5億7,020万6,000円とし、資本的支出額に対し不足する

1億9,949万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金

1億5,358万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
574万5,000円、減債積立金4,016万1,000円で補填されます。

最後に、第5条において、企業債について、企業債の限度額は流域下水道事業債
5,000万円、資本費平準化債1億6,250万円、下水道事業債（特別措置分）
3,420万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いた
します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いた
しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元のタブ

レットに掲載のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○議長(古屋 宏治) ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

○町長(三浦 正) はい。

○議長(古屋 宏治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和8年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

本定例会において上程いたしました「篠栗町教育委員会委員の任命について」の人事案1件、「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」をはじめ条例案9件、「工事変更契約の締結について」1件、「町道の路線変更について」1件、専決処分を含む令和7年度補正予算5件、令和8年度当初予算5件の上程いたしました22議案に全てにつきまして、慎重なるご審議を賜り、原

案どおり可決・承認賜りましたことに心から感謝申し上げます。

本定例会は、令和8年度の篠栗町の事業計画をご審議いただく非常に重要な会議でございました。

予算特別委員会等で頂いた貴重なご意見やご指摘を真摯に受け止め、限られた財源を有効に活用できるよう、これまで以上に査定及び執行管理を厳格に行い、節減すべきところは徹底して節減しつつ、しっかりと行政運営に努めてまいります。

また、成立いたしました新年度予算に基づく事業を早期に実現するため、各課とも可能な限り前倒しして取り組んでまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

開会日の施政方針でも述べましたが、篠栗町における今後の行政運営を考えるにあたっては、単年度ごとの収支調整にとどまるのではなく、町全体として経常的に発生している経費そのものを見直し、持続可能な行財政構造へと展開していくことが重要であります。経常的経費が高い水準で推移したままでは、将来世代に過度な負担を残すことになりかねません。

今この段階で構造を見直すことが、将来にわたり町の機能を安定的に維持していくための責任ある判断である考え、令和8年度には町長直轄のプロジェクトチームを立ち上げ、1年間かけて体制の見直しを図り、令和9年度から新組織・新体制で臨むことのできるよう進めたいと考えております。

これは令和7年度に行った業務量調査を生かして、業務そのものを精査し、真に必要な行政サービスに重点化することを目指したものでございます。

今後、取り組みの途中経過を議会にもご報告してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。予算特別委員会の場で最後に、古屋議長から今後の議会と執行部の在り方についてご意見を賜りました。それは、「執行部が行おうとしている事業についての事前の説明が不足しており、議会中の委員会審議等だけの執行部からの説明では、是非を判断しかねるケースが多い。議会は今後も執行部と協力し合いながら、町民の皆さまのためのまちづくりを行っていきたいと思っているので、常々、議会との情報共有をお願いしたい」との内容でございました。

私ども執行部は、これまでも議員各位からの同様のご指摘をいただいておりますが、改めて今回の議長のご意見を真摯に受け止め、議会閉会中においても議員の皆様方と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

さて、今月末をもちまして、産業観光課松熊課長が役職定年を迎えられます。

社会教育課長として3年間、産業観光課長として5年間にわたって携わっていた

きました。特に、産業観光課長として、篠栗町の商工観光・農林業の持続可能な推進に向けてさまざま場面でご尽力いただいたことに私からも感謝申し上げます。どうもありがとうございました。今後は、これまで培われた知見をさらに生かしていただき、後輩職員のためにご尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、同じく3月末を以て、まちづくり課大内田課長が退職されます。大内田課長は、本町の将来の財政基盤を支える重要施策であります篠栗北地区産業団地の整備推進をはじめ、町の魅力を発信するPR業務や、賑わいを創出するイベント事業の企画など、篠栗町の活力を生み出す最前線で采配を振るわれました。議会においては委員会審議などの場で、自らの言葉で責任を持って丁寧に説明し論を尽くす姿勢は、課長職としての強い責任感を示すものであり、後に続く職員にとって大きな手本でございました。これまでのご貢献に対し、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。今後は、その豊かな経験をもとに新たな一步を踏み出されるということでございます、心からお祈り申し上げますのでよろしくお願い致します。

本当に御苦労さまでございました。

結びに、議会におかれましては今後とも行政のチェック機関として、また町を発展に導く「車の両輪」として、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年第1回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議、誠にありがとうございました。

令和8年度も引き続きどうぞよろしくお願い致します。

○議長（古屋 宏治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和8年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時16分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

栗須 信治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
